

平成24年4月1日から、石川県内における 構造計算適合性判定手数料が変わります。

◇ 変更内容①

構造計算の対象となる床面積が 500 m²以内の構造計算適合性判定手数料が変わります。

※ 500 m²を超えるものについては、判定手数料の変更はありません。

<変更前と変更後の料金>

[大臣認定[®] 吹[®] ラムによらない場合]

構造計算の対象となる床面積	構造計算適合性判定料	
	H24.3.31 まで	H24.4.1 以降
200 m ² 以内のもの	163,000 円 →	123,000 円
200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	163,000 円 →	143,000 円

[大臣認定[®] 吹[®] ラムの場合]

構造計算の対象となる床面積	構造計算適合性判定料	
	H24.3.31 まで	H24.4.1 以降
200 m ² 以内のもの	123,000 円 →	93,000 円
200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	123,000 円 →	113,000 円

※ エキスパンションジョイント等で接続する場合の判定手数料は 2 頁目を確認して下さい。

◇ 変更内容②

構造計算適合性判定を受けた建築物の計画を変更する計画変更確認申請の場合の判定手数料が変わります。

※ 判定手数料の納付方法は、特定行政庁等により異なるのでご注意願います。

構造計算適合性判定を受けた建築物の計画を変更する計画変更確認申請の場合は、当該建築物の構造計算の対象となる床面積に 1/10 を乗じたもので判定手数料を算定します。

例) 床面積が 2,500 m²の建築物の計画変更確認申請の場合 (※大臣認定[®] 吹[®] ラム以外)

【変更前】 2,500 m² として算定 → 243,000 円

【変更後】 250 m² (2,500 m²×1/10) として算定 → 143,000 円

※1 構造計算適合性判定以外の計画変更確認申請手数料は、別途かかります。

※2 判定を受けた建築物 (床面積) の計画の変更に限ります。

床面積が増加する場合は、通常通りの判定手数料を要します。

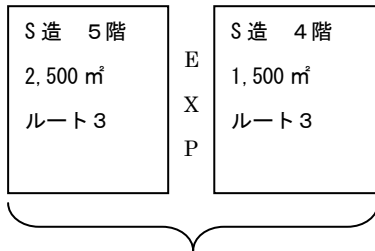
なお、平成24年3月31日までに確認申請を行う場合は、従来通りの手数料がかかります。

◇ エキスパンションジョイント等で接続する場合等の判定手数料について

※「一の建築物」として、構造計算適合性判定の対象であるかを判断する。

例1) 新築の場合

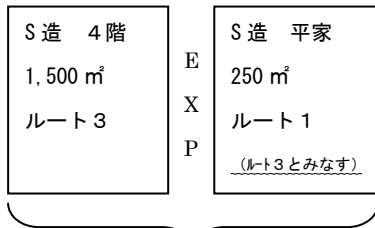
EX1



「一の建築物」として法第20条第2号

〈判定手数料〉	※ 大臣認定プログラム以外の場合
2,500㎡ → 243,000 円	
1,500㎡ → 213,000 円	
	計 456,000 円

EX2

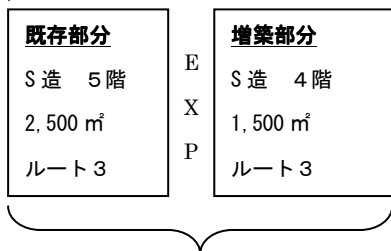


「一の建築物」として法第20条第2号

〈判定手数料〉	※ 大臣認定プログラム以外の場合
1,500㎡ → 213,000 円	
250㎡ → 143,000 円	
	計 356,000 円

例2) 増築の場合 (既存部分が、現行規定に適合している場合)

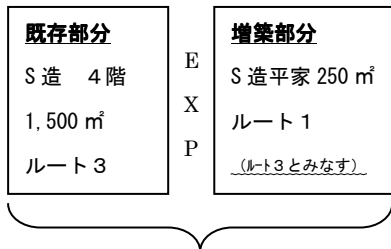
EX1



「一の建築物」として法第20条第2号

〈判定手数料〉	※ 大臣認定プログラム以外の場合
・ 既存部分が、現行規定による構造計算適合性判定を既に受け、その後、建物の改変等がない場合	
1,500㎡ → 213,000 円	
	計 213,000 円
・ 既存部分が、現行規定による構造計算適合性判定を受けていない場合	
2,500㎡ → 243,000 円	
1,500㎡ → 213,000 円	
	計 456,000 円

EX2



「一の建築物」として法第20条第2号

増築部分がルート1であっても、一の建築物として、構造計算適合性判定を要す

〈判定手数料〉	※ 大臣認定プログラム以外の場合
・ 既存部分が、現行規定による構造計算適合性判定を既に受け、その後、建物の改変等がない場合	
250㎡ → 143,000 円	
	計 143,000 円
・ 既存部分が、現行規定による構造計算適合性判定を受けていない場合	
1,500㎡ → 213,000 円	
250㎡ → 143,000 円	
	計 356,000 円

◇ 構造計算適合性判定手数料一覧

〔大臣認定プログラムによらない場合〕

構造計算の対象となる規模	現行	改正後	備考
200 ㎡以内	163,000 円	123,000 円	減額
200 ㎡を超え 500 ㎡以内	163,000 円	143,000 円	減額
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	163,000 円	163,000 円	変更なし
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内	213,000 円	213,000 円	変更なし
2,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	243,000 円	243,000 円	変更なし
10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内	323,000 円	323,000 円	変更なし
50,000 ㎡を超え	583,000 円	583,000 円	変更なし

〔大臣認定プログラムによる場合〕

構造計算の対象となる規模	現行	改正後	備考
200 ㎡以内	123,000 円	93,000 円	減額
200 ㎡を超え 500 ㎡以内	123,000 円	113,000 円	減額
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	123,000 円	123,000 円	変更なし
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内	153,000 円	153,000 円	変更なし
2,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	163,000 円	163,000 円	変更なし
10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内	203,000 円	203,000 円	変更なし
50,000 ㎡を超え	323,000 円	323,000 円	変更なし

◇ 窓口（お問合せ先）

■金沢市の区域	金沢市都市整備局定住促進部建築指導課	TEL 076-220-2330
■七尾市の区域	七尾市建設部都市建築課	TEL 0767-53-8429
■小松市の区域	小松市都市創造部建築指導課	TEL 0761-24-8105
■白山市の区域	白山市建設部建築指導課	TEL 076-274-9561
■野々市市の区域	野々市市建設部建築住宅課 (H24.4.1 より)	TEL 076-227-6136
■その他の区域	石川県土木部建築住宅課建築行政グループ	TEL 076-225-1778
加賀市、能美市及び能美郡	石川県南加賀土木総合事務所建築課	TEL 0761-21-3333
かほく市及び河北郡	石川県津幡土木事務所建築課	TEL 076-289-4161
羽咋市、羽咋郡及び鹿島郡	石川県中能登土木総合事務所建築課	TEL 0767-52-5100
輪島市、珠洲市及び鳳珠郡	石川県奥能登土木総合事務所建築課	TEL 0768-26-2353